

2012 年4月13 日

「京都市内で発生した交通死亡事故」に関する声明

**痛ましい事故が起きないように、てんかんのある人に対し  
適切な治療を受けることへの助言・援助と、法に則った  
運転免許取得に関する啓発を、今後も引き続き行ってい  
きます。**

社団法人日本てんかん協会

会長鶴井啓司

■今回の事故に対する当協会の考え

4月12 日(木)午後、京都市東山区において軽ワゴン車が歩行者7人を死亡させ12人を負傷させるという重大な事故が発生したことは大変痛ましく、亡くなられた皆さまのご冥福をお祈りするとともに、負傷された皆さまにお見舞いを申し上げます。

協会としては、事故原因について警察の捜査の成り行きを注視しているところですが、報道によると事故はてんかんのある人が起こしたもので、加害者(運転手)はてんかんの治療を受けていたにもかかわらず、免許更新時に申告をしていなかったとのことです。てんかんのある人がとるべき社会的責任を果たされなかったことは、きわめて遺憾なことと言わざるを得ません。こうした痛ましい事故が繰り返されないためにも、無申告での運転免許取得は絶対にしないよう強く訴えます。また、今回の事故により法律を守り生活をしている多くのてんかんのある人に対する社会の偏見が助長されることの無いことを、心から願っています。

■適切な治療を受ける助言・援助と、遵法による運転免許取得の啓発活動を進めます。協会では、何よりも現行法制度を遵守することによって、公共交通の安全を高めることが重要と考え、この1年間、次のことに力を入れてきました。

- ①警察庁が実施した道路交通法周知のためのポスター掲示に、全国の各支部において協力
- ②当協会が発行する情報誌「波」(毎月8千部発行)による法令遵守徹底の呼びかけ
- ③医療講演会などでの患者・家族への適切な治療や法令遵守の呼びかけ
- ④運転免許制度を周知するための啓発ポスターを作成し、日本てんかん学会を通じて全国の学会会員が勤務する約2,000カ所の医療機関に配布し掲示を要請

今後も法制度の周知と患者・家族、社会に対する啓発活動に一層努めて参りますので、関係機関の皆さまにおかれましても、ご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。